

招集年月日	平成 30 年 9 月 20 日 (木)	午前 10 時 00 分開会
会 場	小美玉市本庁舎 3 階 議会委員会室	
出席委員	野村武勝, 笹目雄一, 大槻良明, 福島ヤヨヒ, 幡谷好文, 木村喜一, 市村文男	
欠席委員	なし	
説明員職氏名	島田穰一市長, 小松修也都市建設部長, 山口守産業経済部長, 礒敏弘水道局長, 海老澤光志農業委員会事務局長, 真家厚都市整備課長, 関口茂建設課長, 幸加木健特定プロジェクト推進課長, 石井光一管理課長, 織田俊彦下水道課長, 大原光浩基地対策課長, 矢口正信農政課長, 長谷川正幸商工観光課長, 小川和夫空港対策課長	
職務出席者の職指名	書記 富田 成	
付託事件	<p>議案第 80 号 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員会所管事項)</p> <p>議案第 84 号 平成 30 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 85 号 平成 30 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 86 号 平成 30 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 89 号 平成 30 年度小美玉市水道事業会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 102 号 市道路線の認定について</p> <p>議案第 103 号 市道路線の変更について</p> <p>陳情第 1 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる陳情</p>	
	開会宣言 平成 30 年 9 月 20 日 午前 10 時 00 分	
木村副委員長	おはようございます。皆様お揃いになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。最初に、委員長あいさつ。幡谷委員長、お願いします。	
幡谷委員長	みなさんおはようございます。本日は委員会にご参集いただきありがとうございます。はじめに北海道で震災の被害に合われました方々にお見舞いを申し上げます。夏の猛暑が過ぎ去りすっかり涼しくなりました。朝のニュースではインフルエンザが流行り始めたと報道されておりました。御身体の方もご留意いただけますようお願いいたします。委員会にさしあたりまして冒頭にお話申し上げます。執行部におかれましては反問権が付与されております。委員の皆さまにおかれましては自由討議がございますので、是非ご活用いただければと思います。本日午前中は現地視察でスケジュールが過密になっておりますが、ご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。	
木村副委員長	おはようございます。続きまして議長あいさつ。市村議長お願いします。	
市村議長	改めまして、おはようございます。今日は最後の常任委員会ということで、朝早くから大変ご苦労様です。暑さ寒さも彼岸までと昔の人は良く言ったもので、委員長から有りましたように寒くなりました。インフルエンザの話もありましたけれど、体調管理には十分気をつけてご活躍されることをお願い申し上げます。また、今日は自民党の総裁選挙があるということで、国の動向も注視しながら我々地方自治体も進めて	

	いかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたと思ひます。今日は慎重な審議をお願ひして挨拶に替えさせていただきます。ご苦勞様です。
木村副委員長	ありがとうございます。続きまして執行部を代表しまして、島田市長よりご挨拶をお願ひしたいと思います。
島田市長	みなさん、改めて、おはようございます。議員の皆様には何かとお忙しいところ、特に今日は彼岸の入りということで、彼岸行事に入ったわけでありまして。そのような中朝早くからご参集いただき、産業建設常任委員会にご参集いただき、付託案件審議ということで誠に苦勞様でございます。また、午前中は現地調査ということで、4箇所の調査をされるということでございます。それぞれ、遠い場所がありますが、大変かと思ひますけれど、気を付けて調査をしていただき、よろしくお願ひするところでございます。また、4日からの第3回の定例議会ということで、29年度の決算も皆さまに慎重なる審査を頂いてすべてお認めいただいたということでございます。誠にありがとうございます。また今日の議案の中でも、慎重審議をいただきまして、お認め、可決をいただければ大変ありがたいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。ご苦勞様です。
木村副委員長	ありがとうございます。それでは、議事に入ります。進行を幡谷委員長にお願ひします。
幡谷委員長	それでは議事に入ります。本日の議題は9月11日に付託された議案審査付託表のとおりであります。まず、本日の審査に先立ち、現地調査を実施しますので正面玄関に移動をお願ひいたします。担当部署以外の方は午後1時30分再開を予定しておりますので、改めてご参集願ひします。それでは、よろしくお願ひいたします。
現地調査 10:10~12:00	
①羽鳥駅橋上駅舎化及び東西自由通路新設工事箇所	・・・・・・・・10:15~
②議案第102号 市道路線の認定箇所（小岩戸地内）	・・・・・・・・10:45~
③議案第103号 市道路線の変更箇所（小川地内）	・・・・・・・・11:15~
④民間太陽光発電施設建設予定地（宮田地内）	・・・・・・・・11:45~
休憩 12:00~13:25	
1. 議案第80号 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例について	
幡谷委員長	それでは、時間が早いんですが、皆さまお揃いですので委員会を再開いたします。また、委員外議員が傍聴されております。よろしくお願ひいたします。 議案第80号 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。
矢口農政課長	議案第80号 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例につ

	<p>いて説明いたします。小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございまして、提案理由は、乳製品の乾杯の推進及び乳製品での来訪者等を幅広くもてなすという、おもてなしの理念を加えることにより、市全体で「おもてなしの心」の醸成を図るため、提案するものです。本条例の改正にあたっては、4 日の全員協議会で説明いたしましたとおり、パブリックコメントを実施するとともに、小美玉市乳製品消費拡大等推進会議において検討いただいたうえで条例改正案を取りまとめました。改正の内容につきましては、3 枚目をご覧ください。左列が改正案で、第 1 条（目的）の 2 行目、「乳製品による乾杯を推進する」のあとに、下線部分の「とともに乳製品を積極的に使用して来訪者をもてなし」を追加いたします。また、第 5 条に（乳製品によるおもてなし）といたしまして、「市、関連事業者及び市民は、乳製品を積極的に使用しておもてなしを行うよう努めるものとする。」を追加するものでございます。この改正によりまして、これまでの乾杯での活用以外にも、来訪者を日常的に乳製品でもてなすことにより、さらなる乳製品の普及促進を図るとともに、10 月 20 日、21 日に開催される第 1 回全国ヨーグルトサミットに多くの来訪者が見込まれますので、そのお客様を温かく迎えるため、関係者が一丸となって「おもてなしの心」を醸成し、小美玉市の酪農文化の理解を深めるとともに、活発な交流を行っていきたいと考えています。以上、よろしく願いいたします。</p>
福島委員	<p>当局に対してお願いなのですが、私達がおもてなしの心を持って会食をするホテルとか飲食店行くと持ち込み料を取られるということがあるんです。持ち込み料を取られると二の足を踏んでしまうし、聞くところによると結婚式場で、そのような問題があったというお話も聞いておりますので、これを PR する意味でも、そのようなことが無いように良い方法を講じていただけたら。できるだけそのようなことが発生しないように、条例がこういうことですから是非ということで、PR に励んでいただきたいと思っております。以上です。</p>
幡谷委員長	<p>要望ということで、ほかに質疑はありませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 80 号 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例の一部を改正する条例について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>

2. 議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(産業建設常任委員会所管事項)

幡谷委員長	次に、議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。
石井管理課長	それでは、議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算 産業建設常任委員会所管につきまして説明させていただきます。7 ページをお開き願います。歳入の内、上から 2 番目 15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金のうち 5 目、土木費国庫補助金 につきまして補正前 14 億 9,719 万 5,000 円に対しまして、2,940 万 8,000 円の補正減をお願いし、14 億 6,778 万 7,000 円とするものでございます。内容でございますが 2 節 道路橋梁費補助金 の内管理課分と致しまして、当初 7,158 万 8,000 円を計上いたしておりましたが、内示額 4,218 万円 により 2,940 万 8,000 円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助事業の、路面の切削オーバーレイ事業を要望致しました「社会資本整備総合交付金」の補正減でございます。よろしく願い致します。
矢口農政課長	続きまして、農政課所管でございます。同じく 7 ページ、16 款 県支出金、2 項 県補助金、4 目 農林水産業費県補助金、2 節 農業費補助金に儲かる産地支援事業費補助金 173 万 2,000 円を追加するものです。次に、3 節 農地費補助金に県単土地改良事業補助金 780 万円を追加するものです。次に、8 ページをお願いします。21 款 諸収入、5 項 雑入、5 目 雑入、3 節 雑入に機構集積協力金返納金 1,000 円を追加するものです。それぞれの内容につきましては、歳出の中で説明させていただきます。歳入は以上です。
織田課長	続きまして、歳出についてご説明いたします。なお、職員給与費の補正の説明につきましては、省略させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。19 ページをお開きください。4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、6 目 環境衛生費、説明欄 7、戸別浄化槽事業特別会計操出金 387 万 2,000 円の減額をお願いするものです。
矢口農政課長	続きまして、農政課所管でございます。資料の 20 ページをお願いします。6 款 農林水産業費、1 項 農業費、2 目 農業総務費に 932 万 8,000 円を追加し、予算総額を 1 億 7,031 万 9,000 円とするものです。内訳は、21 ページの農地中間管理事業、23 節 償還金利子及び割引料の国県補助等返納金 1,000 円を追加するもので、先ほど歳入で説明いたしました機構集積協力金返納金 1,000 円を充当するものです。これは、平成 28 年度に農地中間管理事業として利用権が設定され補助金が交付された農地の一部を、侵入路として転用するため補助金を返納するものです。続きまして、3 目 農業振興費に 181 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 2,300 万 6,000 円とするものです。内訳は、農業振興事務費の 18 節 備品購入費に機械器具購入費 8 万 4,000 円を追加するものです。これは、有害鳥獣駆除として実施しているイノシシの捕獲に使用する電気止め刺し機を購入するものです。次に農業振興補助事業の 19 節 負担金補助及び交付金の補助金に儲かる産地支援事業費補助金 173 万 2,000 円を追加するもので、歳入の県補助金、産地支援事業費補助金 173 万 2,000 円を充当するものです。この事業は、先進的な技術を導入するなど低コストで高品質な農産物の生産を進め、「儲かる農業」の実現に向けた取組を支援する事業で、補助率は 1/3 です。今般、茨城県より今年度事業として要望しておりました「新ひたち野農業協同組合タアサイ部会」に対し補助

	<p>金の内示が通知されましたので、補正をお願いするものです。続きまして、6目 農地費に1,870万円を追加し、予算総額を6億1,841万8,000円とするものです。内訳は、農地総務事務費 15 節 工事請負費のため池整備工事に1,560万円を追加するもので、歳入の県補助金、県単土地改良事業補助金 780 万円を充当するものです。この工事は、世楽地内菜洗池の護岸工事を行う県単事業で、補助率は1/2です。今般、設計内容の見直しに伴い茨城県から補助金の内示が通知されましたので、補正をお願いするものです。次に、19 節 負担金補助及び交付金の補助金に、農業水利施設維持管理事業補助金 346 万 8,000 円を追加するものです。この事業は、水路やポンプ場などの農業水利施設の維持管理を支援する市単独事業で、羽鳥地区維持管理組合など9団体に対し工事費の37.5%を助成するものです。</p>
織田下水道課長	<p>続きまして 同じく6目農地費の説明欄8、農業集落排水事業特別会計操出金 285 万 3,000 円の減額をお願いするものです。</p>
矢口農政課長	<p>同じく 21 ページ、玉里地区地籍調査事業 4 節 共済費の社会保険料に9万5,000円を追加し、7 節 賃金の臨時職員賃金 66 万円を追加するものです。これは、どちらも臨時職員の雇用のためで、職員が療養休暇を取得したことから臨時職員を雇用するものです。次に13 節 委託料の地籍調査測量委託料に173万円を追加するものです。これは、委託料の算定に用いる人件費の標準単価の見直しによるものです。以上です。</p>
織田下水道課長	<p>続きまして25 ページ同じく4項都市計画費、4目公共下水道費、説明欄1、下水道事業特別会計操出金 664 万 5,000 円の増額をお願いするものです。</p>
関口建設課長	<p>22 ページをお開きください。7目農道かんがい排水整備費、2農道排水路整備事業、13 節委託料 300 万円の増額をお願いしております。内容といたしましては金谷久保地区の農道整備に伴う修正設計委託料でございます。</p>
石井管理課長	<p>続きまして 23 ページ をお開き願います。8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目 道路維持費につきまして補正前2億248万5,000円に対しまして、8,872万6,000円の補正増をお願いし、2億9,121万1,000円とするものでございます。内容でございますが、国庫補助金対応の事業費の減額と、不足の見込まれる機械借上げ料、工事請負費、原材料費の追加の補正をお願いするものでございます。説明欄1、道路橋梁維持管理費の内14 節 使用料及び賃借料 80 万 6,000 円の増 でございます。重機、回送車等の借上げ料でございます。次に15 節、工事請負費 4,792 万円の増 でございます。補助事業分工事の補助金減に伴う予算の組み替えとして補助事業分予算 4,968 万円を減額し、単費予算分 9,760 万円を追加するものでございます。その他、立木伐採費用として410万円を計上してございます。最後に16 節、原材料費 4,000 万円の増をお願いいたします。こちらにつきましては工事中材料等 2,000 万円・維持補修用材料 2,000 万円でございます。よろしくお願い致します。</p>
関口建設課長	<p>24 ページをお開きください。中断になります。3目道路新設改良費、3一般市道排水整備費事業、15 節工事請負費、一般市道新設改良工事 300 万円の減額でございます。こちらの減額については入札差金でございます。</p>
真家都市整備課長	<p>24 ページの中断をご覧ください。4項都市計画費、3目公園費でございます。25 ページにまたがりませんが説明欄の1番、公園維持管理費、19 節負担金補助及び交付金 35</p>

	万円を増額するものでございます。内容といたしまして行政区向け補助金でございます小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金を増額するものでございます。理由としまして行政区が管理しております公園の修復等の要望に対応するため補正増をお願いするものでございます。
織田下水道課長	続きまして 25 ページ同じく 4 項都市計画費, 4 目公共下水道費, 説明欄 1, 下水道事業特別会計操出金 664 万 5,000 円の増額をお願いするものです。
真家都市整備課長	続きまして同じく 25 ページの中段をお願いいたします。第 5 項住宅費、1 目住宅管理費、説明欄 3、住宅施設維持管理費 1,570 万 6,000 円の補正増をお願いするものでございます。内訳及び内容でございますが 13 節委託料市営稲荷住宅の解体撤去整地設計委託料としまして 75 万 6,000 円の補正増、15 節工事請負費、同じく市営稲荷住宅、解体撤去整地工事 1,495 万円の補正増をするものでございます。増額の理由としまして市営稲荷住宅の建物解体工事を行ないます長屋住宅面積約 240 坪 5 棟分で 20 世帯の屋根材及び軒裏部分からアスベスト含有建材が確認されたことによるアスベスト対策費と、借地である市営住宅及び地権者の進入路に埋設されております水道管の本管が石綿セメント管であることから、今回水道事業による管の更新工事後に舗装復旧等が必要になるため設計費および工事費の増額をお願いするものでございます。以上で議案第 81 号平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算第 2 号の説明を終わります。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	それぞれ丁寧に説明いただきましたので、聞きたいことがかなり無くなりましたが、一つだけお伺いいたします。23 ページの土木費のところ、道路橋梁維持管理費 8,872 万 6,000 円の補正についてはそれなりに説明を頂きましたが、これは当初計画していたものに対して、これだけ足りなくなってきたのか、さっき国の補助金がもらえなくなったからという話がありましたけれど、追加になったものなのかその辺を詳しくお願いいたします。ちょっと詳しくお願いいたします。
石井管理課長	福島委員のご質問に対してお答えいたします。まず国庫事業でございますけれど、当初は小美玉市内の 4 路線を補助事業ということで要望等をしましたけれど 50%以下の補助率でしか内示がいただけませんでした。その為、今回は来た分としまして 2 路線を国庫補助事業としまして、それに替わるものとして単費で対応する部分がございます。その為、国庫補助事業分も加算しませんと、どうしても予算が不足する可能性があるというのと、その他に要望等で何箇所か追加が必要になったものがございますので、今回、大掛かりな予算の計上となったものでございます。具体的な内容といたしましては、今回の補助事業としまして、対応するものとしていたしましては、昨年度の国庫補助事業も同様でございましたけれど、半分以下のオーバーレイの事業でございましたので、昨年度は美野里地内 2 箇所を実施しましたので、本年度は小川地内のほうを 2 箇所補助事業で対応したいと考えております。その他に単独事業としまして美野里の家畜市場あたりの舗装が若干傷んでいるということで単独事業で 1 つ、その他に明治大和倉庫やイトウ製菓から県道に抜ける道が工場等があるため大型車両が通ることがありますので、その部分にオールカバー等で対応する計画をしております。その他にも細かいものが多少ございますが、状況としましてはそのようなことを考えております。

福島委員	ついでに、実際に修復してほしいという要望に対しての実施率、どの程度応えられているのでしょうか。ざっとでいいです。ほとんど答えられているのか、少しづつ残っていくのか、次の年にこれは回すとか、そのへんのことをどのような基準で考えているのかをお願いします。
石井管理課長	要望に対する実施率でございますが、単純な舗装の部分補修については、職員が直営で対応できるものについては即時対応して、車両破損などが起こらないように対応しておりますけれど、業者が舗装等を捲って打ち直しをするようなものと、状況により 2、3 年かかるものもございます。その他に道路に付随する側溝の蓋の取替等もございます。時間を頂いて対応しているものもございます。破損等については製品が入荷次第対応することとしております。実施率については今手元に資料がございませんので、申し訳ありませんがお答えできません。
福島委員	市民が一番やってほしいところは、そういうところなので対応をしっかりとしてほしいですし、出来ないときは、こういう訳でと、要望があったら丁寧に対応していただけたらありがたいです。今後ともよろしく願いいたします。以上です。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。無ければ私の方から 1 点、地元のことで申し訳ないんですが、防災公園入口の看板から防災公園に入っていく途中に、消防用の防火水栓が 1 基ございます。これが昨年の大型ダンプによる土砂の搬入によるものと思われるんですが、それにより防火水栓自体が 5、6 センチ沈下しました。どういうことが起こるかという、雨が降った後、5 センチ以上の水が貯まるわけです。そして水栓の蓋をあけると全部の水が水栓の中に入って、中が水で埋まります。汲み出さないと水栓と消火用のホースを繋ぐことができません。消火活動の際、タイミングが悪ければ支障をきたす状況になっているんですが、まあ、消防との協議になると思うんですが、他にもあるかと思うんですが、そういうことについてご意見いただければ。
石井管理課長	委員長のお話でございますが、消火栓の蓋自体が沈下してる場合ですと蓋を取りましてかさ上げをする工事になるかと思えます。逆に地震等でマンホールが高くなりまして舗装が下がった場合は舗装の部分の擦り付けで対応ができると思えます。今のお話を聞くとマンホールが下がっているということですので、水道局や消防と協議しまして水の入らない対応を考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。
福島委員	別件なんですけど、今、張星、花野井、中峰の辺りを新しく舗装しておりますけれど実は昨日と通ったときに、こちらから行って舗装が始まったところに、水が溜まってたんですよ。まだ検査をしていないのかもしれませんが、水が貯まるということは、道路としてよろしくないのかな。あそこから勾配が上がっていくのに、下がりながら上がっていく感じに見えるんですけど、こちらから行って左足のところに昨日の雨で水が溜まっていたので、そんなことがないようにお願いします。
幸加木特定プロジェクト推進課長	今の福島委員の質問につきまして、ちょうど昨日今日あたりで表装をさせていただいているんですが、現在工事をやっているところでございますので、現場を確認させていただいて、現場に伝えさせていただき、対応させていただきます。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。

	<p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算のうち産業建設常任委員会所管事項について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>2. 議案第 84 号 平成 30 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算</p>	
幡谷委員長	次に、議案第 84 号 平成 30 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算について議題といたします。執行部より説明を求めます。
織田下水道課長	議案第 84 号 平成 30 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。1 ページ第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出補正額それぞれ 1,310 万 4,000 円を増額いたしまして 17 億 281 万 1,000 円とするものでございます。続きまして、歳入につきましてご説明いたします。3 ページをお開きください。5 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきまして、補正前の額（7 億 4,214 万 7,000 円）に 664 万 5,000 円を増額しまして 7 億 4,879 万 2,000 円とするものです。6 款、1 目繰越金につきましては、補正前の額（3,000 万円）に 165 万 9,000 円を増額しまして、3,165 万 9,000 円とするものです。前年度繰越金でございます。7 款諸収入でございますが、2 目弁償金につきましては、新たに 480 万円とするものでございます。玉里郵便局付近の交差点にある、流量計の事故による示談が成立し、損害賠償金の入金があったものです。つづきまして 4 ページをお開き願います。歳出でございますが、1 款下水道費、2 目公共下水道維持管理費、15 節工事請負費につきまして、マンホール等補修工事を 831 万 6,000 円増額、4 目特定環境保全公共下水道維持管理費につきまして、15 節工事請負費、マンホール等補修工事を 196 万円増額するものでございます。内容でございますが、流量計、マンホールポンプ、管渠等補修工事のため、増額をお願いするものでございます。次に、2 項下水道建設費、1 目公共下水道事業費及び 3 目特定環境保全公共下水道事業費につきましては、職員給与費の補正でございますので、説明については省略をさせていただきます。説明は以上でございます。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	収入のところで弁償金が 480 万で、その分以外で支出の方で維持管理が出てくるの

	か、その辺をもう少し詳しくお願い致します。
織田下水道課長	この 480 万は、前回の議会で和解ということで玉里の・・・。
福島委員	分かっています。私が聞いているのは、480 万は終わっていて、別なところでこの支出があるということですね。場所的には。
織田下水道課長	これは、収入ということで、示談が成立しているものでございます。維持管理に充当するものではなく別物です。
幡谷委員長	他に、質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 84 号 平成 30 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
3. 議案第 85 号 平成 30 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	
幡谷委員長	次に、議案第 85 号 平成 30 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算について議題といたします。執行部より説明を求めます。
織田下水道課長	議案第 85 号 平成 30 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。1 ページ第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出補正額それぞれ 524 万円を増額いたしまして 2 億 8,447 万 3,000 円とするものです。続きまして、歳入につきましてご説明いたします。3 ページをお開きください。5 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきまして、補正前の額（1 億 7,999 万 5,000 円）に 285 万 3,000 円を減額しまして 1 億 7,714 万 2,000 円とするものでございます。6 款、1 目繰越金につきましては、補正前の額（500 万円）に 809 万 3,000 円を増額しまして、1,309 万 3,000 円とするものです。前年度繰越金でございます。つづきまして 4 ページをお開き願います。歳出でございますが、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水管理費、1 目農業集落排水総務費につきましては、職員給与費の補正でございますので、説明を省略させていただきます。2 目農業集落排水維持費、説明欄 1 の施設維持管理費につきまして、11 節需用費、修繕料を 300 万円増額するものでございます。内容でございますが、堅倉南部処理場の分槽ばっ気攪拌機のオーバーホールなどの修

	理のためでございます。説明は以上でございます。
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 85 号 平成 30 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
4. 議案第 86 号 平成 30 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）	
幡谷委員長	次に、議案第 86 号 平成 30 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算について議題といたします。執行部より説明を求めます。
織田下水道課長	議案第 86 号 平成 30 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。1 ページ第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出補正額それぞれ 7 万 3,000 円を増額いたしまして 2,642 万円とするものでございます。続きまして、歳入につきましてご説明いたします。3 ページをお開きください。3 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきまして、補正前の額（1,711 万 8,000 円）に 387 万 2,000 円を減額しまして 1,324 万 6,000 円とするものです。4 款、1 目繰越金につきましては、補正前の額（100 万円）に 394 万 5,000 円を増額しまして、494 万 5,000 円とするものです。前年度繰越金でございます。続きまして、歳出でございますが、1 款戸別浄化槽事業費、1 目浄化槽総務費、7 万 3,000 円の増でございます。内容につきましては、職員給与費の補正でございますので、説明を省略させていただきます。説明は以上でございます。
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p>

	<p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 86 号 平成 30 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>5. 議案第 89 号 平成 30 年度小美玉市水道事業会計補正予算（第 1 号）</p>	
幡谷委員長	<p>次に、議案第 89 号 平成 30 年度小美玉市水道事業会計補正予算について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
礒水道局長	<p>それでは、議案第 89 号 平成 30 年度小美玉市水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書 3 ページをお開きください。今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の内、支出についてでございますが、1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目総係費の既決予定額 1 億 3,405 万 3,000 円に 2,646 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、4 月の職員移動に伴う人件費を始め、水道法の規定によりまして水道事業を管理するにあたり必要な水道技術管理者資格をもった臨時職員 1 名の賃金、また、上下水道料金検診システムを来年 5 月の新元号に対応するための改修委託費などの増額でございます。以上でございます。</p>
幡谷委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 89 号 平成 30 年度小美玉市水道事業会計補正予算について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>

6. 議案第 102 号 市道路線の認定について

幡谷委員長	次に、議案第 102 号 市道路線の認定について議題といたします。執行部より説明を求めます。
石井管理課長	議案第 102 号「市道路線の認定について」を説明させていただきます。提案理由でございますが、土地改良事業に伴い市道路線とし、新たに認定するため、この案を提出するものでございます。1 ページおめくり願います。道路の表示でございますが、路線名「市道美 1643 号線」、起点及び終点、起点「小美玉市小岩戸 2022 番 177 地先」終点「小美玉市小岩戸 1037 番 3 地先」幅員、最小「5.5m」最大「7m」延長「928.15 m」でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
福島委員	実際に完成して今回認めるまでの、期間はどれくらいありましたか。完成したのはいつでしたか。
矢口農政課長	完成は平成 29 年度内です。それから、一部閉鎖をしていた状況でございます。
福島委員	閉鎖していたのは、前を通っていて分かっていますが、認めるまでなぜこれだけ時間がかかったんですか。
矢口農政課長	今回の道路認定は畑地の区画整理の中で生みだした道路でございます。畑地の換地いわゆる権利を決めるのが実はついこの前でございます。それで県の方から県の財産を市の方で受入れてくれという契約が 8 月の 29 日付けで終わりましたので、今のタイミングとなりました。以上です。
福島委員	わかりました。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 102 号市道路線の認定について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

7. 議案第 103 号 市道路線の変更について	
幡谷委員長	次に、議案第 76 号 市道路線の廃止について議題といたします。執行部より説明を求めます。
石井管理課長	議案第 103 号「市道路線の変更について」を説明させていただきます。提案理由でございますが、道路の一部用途の廃止により、市道路線を変更するためこの案を提出するものでございます。1 ページ おめくり願います。道路の表示でございますが、路線名「市道小 10721 号線」でございますが、終点及び延長の変更でございます。変更前 終点「小美玉市中延 651 番 2 地先」延長 144.30mのところ変更後 終点「小美玉市小川 38 番 2 地先」延長 77.20mとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。
福島委員	同じくこちら側の病院も市の土地ですよね。道路も市の土地です。どちらも市の土地ですけどいわゆる評価価格と言うのは民間だったら変わるわけですか。同じですか。地目が変わるだけでそれは変わらないんですか。素朴な疑問ですみません。
石井管理課長	評価価格でございますので、管理課としてははっきりしたことは申し上げられませんが、通常税務課等で課税をする場合ですと公衆用道路の単価と宅地の単価では違いがございます。通常ですと公衆用道路の評価が無い場合ですと、法務局の指示ですと宅地の 7 割程度という希望がございます。これを用途廃止し宅地の一部となれば当然、若干評価が上がる気がします。
福島委員	ありがとうございました。
幡谷委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 76 号 市道路線の廃止について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

	以上で本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了いたしました。
8. 陳情第 1 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる陳情	
幡谷委員長	次に、陳情第 1 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる陳情について議題といたします。事務局より説明を求めます。
富田書記	それでは、陳情第 1 号について受理の経緯と概要について説明いたします。本陳情第 1 号は、東茨城郡茨城町上飯沼 626 茨城中央農民組合 代表者 浅井 紘一様から、平成 30 年 8 月 21 日付で提出され、同日付で受理しております。陳情の内容でございますが、平成 30 年 3 月、「主要農作物種子法」の廃止で、種子を公的に守る政策が無くなったことで、民間企業が改良した種子への特許料などにより、「主要農作物」いわゆるコメ、麦、大豆などの種子の安定生産・安定供給に支障が生じる懸念から、種子法の復活等について、関係機関へ別添、「意見書案の提出を求める」というものです。以上でございます。
幡谷委員長	以上で説明は終わりました。質疑、又はご意見がございましたら、挙手によりこれを許します。
野村委員	これは、国政として決まったことなんですか。
幡谷委員長	はい。これは今年の 4 月に法律が廃止になったということです。
福島委員	農家の方たちから日本古来の種を守る方法がなくなってしまうのではないかと心配の声を聞いたことがあります。そういう点では、種子法そのものがどう変わったのか分かりませんが、外国産の、遺伝子の問題など良く取り沙汰されていますけれど、そういうものが守られていくのかどうかということを心配してんじゃないかと思うんです。そういうことに私も懸念があるんですけど。どうでしょうかね。
幡谷委員長	皆さまのお手元に A 4 の 2 枚綴りで県の資料なんですけど、種子法に代わる要綱が県の方で 4 月 1 日付けで施行されております。難しい文言がずらっと並んでますが、県のほうでは法の廃止を受けて、県独自で種子を守る要綱を施行しました。また、国の方では野党 6 党により、新しい種子法の法律を議員提案されております。そういう動向も見守るのも大事かとは思いますが、茨城県ではこのような要綱が整備され、実際に運用されております。種子を守るための茨城県の要綱となっております。福島委員から種子を守る、そもそもこの種子法は昭和 27 年の 5 月に戦後の混乱を期に食料、種子を守って、安定した食料の供給を目指したものであり、とても大事な法律だったと思います。しかし、それを受けて県の要綱が出来ておりますので、これは、今年 6 月の県の定例会でも一般質問の中で知事もそういった心配がないように県でも要綱を定めて守っていくという趣旨の答弁をされております。そういった経緯がございしますので、私個人としては心配無いのではないかと思います。国内の情勢を見ますと 41 都道府県で要綱を定めて実施しております。そういった全国の動向でございます。そういったことも含めて、私は何ら心配がないのかなと考えております。
福島委員	ただ、それぞれ県などが要綱を定めなくてはならない。元々の法律のほうが良いんじゃないかなという気がするんですけど。

幡谷委員長	もちろん、そういう動きが日本全国にありまして、現在、国会では野党 6 党が議案を議員提案で提出しておりますので、そちらの動向も見守るのもどうかと私は思います。
野村委員	採決取ったら良いんじゃない。採択か不採択か。
幡谷委員長	<p>ほかにご意見がなければ討論に入ります。討論はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。陳情第 1 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる陳情について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>・・・ 挙手少数 ……</p> <p>挙手少数と認め、本案は不採択すべきものと決しました</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p>
休憩 12:00～13:25	
その他	
幡谷委員長	<p>それでは、休憩前に続き会議を開きます。次に議会報告会での市民の方からの質疑の回答について議題といたします。報告会当日は担当議員が回答しておりますが、先の全委員協議会で議会活性化特別委員会より委員会としての回答を協議してほしいとのことでしたので、配布の資料をご覧ください、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>【委員資料確認・協議】</p> <p>他に無ければ、正副委員長、事務局で調整させていただき、議会活性化特別委員会へ提出させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。また、最後に報告会の反省点についてご意見があればお願いいたします。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p> <p>無いようですので、報告会についての協議を終了致します。次に、その他の件で皆様から何かあればお願いいたします。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p> <p>無いようですので、その他を終了いたします。進行を副委員長と交代する前に一言申し上げます。本日午前中は 5 箇所現地視察ということで、本当に過密なスケジュールのなか委員の皆さん、執行部の皆さん方には大変ご迷惑をおかけし、ご協力いた</p>

	<p>きましたこと御礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、副委員長と交代いたします。</p>
木村副委員長	<p>長時間にわたりお疲れ様でございます。以上で委員会のほうを終了させていただきます。ご苦勞様でした。</p>
	<p>閉会 14:50</p>